

議 案 第 4 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和 31 年松戸市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 中

「

日額 10,600 円
日額 12,600 円
日額 11,100 円
日額 10,600 円
日額 10,700 円（投票に立ち会った時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場合にあつては、5,350 円）
日額 9,500 円（投票に立ち会った時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場合にあつては、4,750 円）
日額 8,800 円
日額 8,800 円

日額 10,800 円
日額 12,800 円
日額 11,300 円
日額 10,800 円
日額 10,900 円（投票に立ち会った時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場合にあつては、5,450 円）
日額 9,600 円（投票に立ち会った時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場合にあつては、4,800 円）
日額 8,900 円
日額 8,900 円

」を

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。